

鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（桜島支所管内の鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブを除く。）の一般廃棄物収集運搬業務仕様書

鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（桜島支所管内の鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブを除く。）の一般廃棄物収集運搬業務委託に関する仕様書は、次のとおりとする。

受注者は、別に締結される業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ誠実に業務を履行しなければならない。

- 1 委託業務の名称 鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（桜島支所管内の鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブを除く。）の一般廃棄物収集運搬業務委託
- 2 収集を行う場所 鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（第1～8ブロック）
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 作業内容
  - (1) 作業回数
    - ① 燃やせるごみ（生ごみを含む）・・・・・・・・・・毎週月・水・金曜日  
※収集箇所は各学校2箇所以内。2箇所の学校は別紙のとおり。  
※8月の1ヶ月間は、週1回（水曜日）の収集とする。
    - ② プラスチック容器類・・・・・・・・・・第1・3木曜日
    - ③ 缶・ビン・ペットボトル・古紙類・・・・・・・・・・第2・4木曜日  
※古紙類については、学校により収集の有無が異なるので学校の指示に従うこと。  
※収集日が休みの場合は翌日を収集日とする。ただし、金曜日が休みの場合は、前日の木曜日を収集日とする。  
※12月29日～1月3日は、収集を行わないこととする。
  - (2) 作業時間 午前8時30分から午後4時までの間とする。
  - (3) 年間作業日数 188日
- 5 一般廃棄物の種類及び運搬先
  - (1) 燃やせるごみ（生ごみを含む）・・・・・・・・鹿児島市北部清掃工場又は南部清掃工場
  - (2) 資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器類）・・鹿児島市リサイクルプラザ
  - (3) 古紙類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・古紙問屋
- 6 作業員の心得
  - (1) 作業員は、常に服装を正し、廃棄物置場を清潔かつ衛生的に収集を行い、運搬先までの道路上に廃棄物を散乱させないように努めなければならない。
  - (2) 作業員は、常に言語、態度を良くし他人に不快の念を与えないようにしなければならない。
  - (3) 作業員が作業中に器物を破損したとき及び学校敷地内において接触事故などを起こしたときは、必ず教育委員会総務課に届け出なければならない。
- 7 一般的事項
  - (1) 受注者は、最低賃金法の適用を受ける作業員に対しては、最低賃金法第4条に規定する最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
  - (2) 受注者は、一般廃棄物の収集運搬業務に関連する法令の主旨を尊重し、収集運搬作業に要する運搬車両、機械器具、その他の設備を備え、収集運搬作業の監督を行う者及び作業に従事する者に対し、作業の安全と衛生に関する研修を行うよう努め、収集運搬作業を行うにあたっては、安全かつ衛生的な方法で行うものとする。
  - (3) 一般廃棄物収集運搬作業に要する機械器具、消耗品及び手数料一切は受注者の負担とする。
  - (4) 収集運搬作業実施計画表（様式1）を契約締結後速やかに作成して、教育委員会総務課に提

出しなければならない。

- (5) 業務委託処理実績報告書（様式2）を請求書と同時に毎月1回提出すること。  
なおこの場合における記載用紙は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本作業の改善又は手直しを要請された場合は、直ちに対応を図ることとする。
- (7) 収集運搬作業実施計画表に変更が生じた場合、若しくは計画表に記載の予定日時に作業を履行できない場合は、収集運搬作業実施計画変更届（様式3）を教育委員会総務課に提出し、承認を受けなければならない。
- (8) 受注者は、業務委託契約書及びこの仕様書に記載された事項については、作業の責任者及び作業員に周知させることとする。
- (9) この仕様書に記載のない軽微な事項であって、学校的美観、衛生の保持又は管理上必要と認められる事項は、適正に処理するものとする。

#### 8 労働環境の確認に関する事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の労働環境に係る調査票（様式4）・（様式5）を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員から聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 鹿児島市は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。

	学校及び児童クラブ名
第1ブロック 3 1箇所	吉田小、本名小、宮小、本城小、牟礼岡小、 <u>川上小</u> 、 <u>吉野小</u> 、 <u>吉野東小</u> 、大明丘小 吉田北中、吉田南中、緑丘中、吉野中、吉野東中 吉田児童クラブ、本名児童クラブ、宮児童クラブ、本城児童クラブ、川上児童クラブ、 吉野児童クラブ、吉野第二児童クラブ、吉野第三児童クラブ、吉野第四児童クラブ、 吉野第五児童クラブ、吉野東児童クラブ、吉野東第二児童クラブ、吉野東第五児童クラブ、 大明丘第二児童クラブ
第2ブロック 2 3箇所	南方小、花尾小、郡山小、 <u>坂元小</u> 、 <u>伊敷小</u> 、花野小、 <u>西伊敷小</u> 、 <u>伊敷台小</u> 、 小山田小、犬迫小、皆与志小 郡山中、 <u>坂元中</u> 、伊敷台中、河頭中 郡山児童クラブ、伊敷台児童クラブ、皆与志児童クラブ
第3ブロック 2 8箇所	<u>坂元台小</u> 、 <u>清水小</u> 、 <u>大龍小</u> 、名山小、 <u>山下小</u> 、 <u>松原小</u> 、 <u>城南小</u> 、 <u>荒田小</u> 、 <u>八幡小</u> 、 <u>中郡小</u> 清水中、長田中、甲東中、甲南中、天保山中 玉龍中高 商業高 八幡第三児童クラブ、清水第二児童クラブ、清水第四児童クラブ
第4ブロック 2 6箇所	草牟田小、 <u>原良小</u> 、 <u>明和小</u> 、 <u>武岡小</u> 、武岡台小、西田小、 <u>西陵小</u> 、 <u>中洲小</u> 、 <u>玉江小</u> 城西中、 <u>明和中</u> 、武岡中、西陵中、伊敷中 <u>女子高</u> 原良第二児童クラブ、西田児童クラブ、西陵児童クラブ
第5ブロック 2 5箇所	<u>武小</u> 、 <u>田上小</u> 、 <u>広木小</u> 、 <u>紫原小</u> 、 <u>西紫原小</u> 、 <u>鴨池小</u> 、南小、 <u>宇宿小</u> 、向陽小 武中、鴨池中、南中、紫原中、 <u>西紫原中</u> 田上児童クラブ、広木児童クラブ、紫原児童クラブ、西紫原児童クラブ、宇宿児童 クラブ
第6ブロック 2 5箇所	<u>谷山小</u> 、西谷山小、東谷山小、清和小、和田小、錦江台小、錫山小中、 <u>中山小</u> <u>谷山中</u> 、 <u>東谷山中</u> 、 <u>和田中</u> 谷山児童クラブ、谷山第二児童クラブ、東谷山児童クラブ、東谷山第二児童クラブ、 和田第四児童クラブ、錦江台児童クラブ、錫山児童クラブ、中山児童クラブ、中山 第三児童クラブ
第7ブロック 2 6箇所	松元小、東昌小、春山小、石谷小、 <u>桜丘西小</u> 、 <u>桜丘東小</u> 、 <u>星峯西小</u> 、星峯東小、 宮川小、皇徳寺小 松元中、谷山北中、皇徳寺中、 <u>星峯中</u> 、桜丘中 松元第二児童クラブ、東昌児童クラブ、春山児童クラブ、春山第四児童クラブ、石 谷児童クラブ、石谷第二児童クラブ、桜丘西児童クラブ
第8ブロック 1 6箇所	福平小、平川小、瀬々串小、中名小、喜入小、前之浜小、生見小、一倉小 <u>福平中</u> 、喜入中 福平児童クラブ、福平第三児童クラブ、平川児童クラブ、中名児童クラブ、前之浜 児童クラブ

※       については、燃やせるごみを2箇所収集する学校